

飛騨市防災リーダー養成講座開催業務委託 仕様書

1. 委託業務名

飛騨市防災リーダー養成講座開催業務委託

2. 目的

近年、大地震や豪雨等による大規模な災害が発生しています。これらの大規模な災害が発生した直後は、行政の対応力にも限界があり、地域住民による地域防災力の強化が求められています。

本事業は、防災知識を有し災害時に地区の防災活動の中心となる防災士を育てるために、市内にて防災士取得のための養成講座を開催します。

3. 業務内容

日本防災士機構が定める研修カリキュラムの実施

4. 委託業務期間

契約の日から令和9年3月26日（金曜日）まで

5. 実施内容

- ・研修カリキュラムは、3日間に分けて実施すること。
- ・研修カリキュラムに、災害図上訓練（D I G・タイムライン）を入れること。
- ・研修第3日目の研修カリキュラムが終了した後に、防災士資格取得試験を実施すること。
- ・受講人数は最大70人程度。
- ・魅力ある研修カリキュラムを企画し、受講者募集のためのチラシ等を制作すること。
- ・その他研修カリキュラムの内容については、契約後に飛騨市総務部危機管理課と協議すること。

6. 業務実施体制

- ・本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ・受託者は、委託契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を飛騨市に報告すること。

7. 業務完了後の提出書類

- ・業務完了報告書 1部

8. 納品場所及び担当部局

飛騨市総務部危機管理課

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2-22

TEL：0577-62-8902 FAX：0577-73-6373

E-mail：kikikanri@city.hida.gifu.jp

9. 留意事項

- ・業務履行に際して必要な印刷費、旅費、食費、宿泊費等は全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・業務の遂行にあたっては市と調整のうえ実施すること。
- ・実施内容の協議のため、市から要請のあった場合は、市等が開催する会議に出席すること。
- ・資料等作成に際して、著作物の許諾及びポジフィルム等の借用が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾及び借用により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする。

10. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務実施に際して関係諸法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合は、市と協議のうえその一部を委託することができる。

(3) 個人情報の取扱い

受託者が当業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法の他、これに関連する諸法令、ガイドライン、自ら定める個人情報保護方針その他の安全管理基準に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

11. 危険負担

委託業務実施中又は委託業務実施に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任はすべて受託者の責任とする。

12. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約を取り消すことができる。この場合、市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータを遅延無く提供することとする。

13. 不当介入における通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

14. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、両者協議の上、業務を進めるものとする。